

札幌市会計規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月29日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第19号

札幌市会計規則の一部を改正する規則

札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第8条第1項第4号から第6号までを削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
- (2) 第39条の見出しを「(公金の徴収又は収納に関する事務の委託)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第243条の2第1項の規定により収納に関する事務を委託することができる歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。）は、法第243条の2の5第1項各号のいずれにも該当するものとして市会計管理者が認めたものとする。

- (3) 第39条第2項中「前項の規定により委託契約を締結しよう」を「法第243条の2第1項の規定により指定する者に、公金の徴収又は収納に関する事務を委託しよう」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「歳入の徴収又は収納の事務の」を「法第243条の2第1項の規定による指定（公金の徴収又は収納に係るものに限る。）及びこれに係る」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 令第173条の2第2項の指定公金事務取扱者が行う公金の徴収又は収納の手続については、この規則に規定する歳入の調定及び納入の通知の手続並びに現金出納員が行う手続の例による。ただし、これにより難いときは、市会計管理者が定める手続によることができる。

- (4) 第79条の見出しを「(歳出の支出に関する事務の委託)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合」を「歳出の支出に関する事務の委

託」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「支出の事務の委託を受けた私人」を「法第243条の2の6第2項の指定公金事務取扱者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「令第165条の3第2項」を「法第243条の2の6第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に、「支出の事務の委託について」を「法第243条の2第1項の規定による指定（歳出の支出に係るものに限る。）及びこれに係る委託について必要な事項」に改め、同項を同条第4項とする。

(5) 第103条中「第165条の4」を「第165条の3」に改める。

(6) 第130条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、図書については、各課別に管理の状況を明らかにした図書台帳を備えることにより、備品を整理することができる。
この場合において、前項の規定は、適用しない。

(7) 第136条第3項中「に、その月に交付を受けた用品に係る用品払出通知書を添え」を「を」に改める。

(8) 第141条第1項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

(9) 第153条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

(10) 別表2中「並びに第2条第6号イ及びウに定める支出に係る経費」を削る。

(11) 別表3中「教務課校務係長」を「教務課校務係長」に、
「まちづくりセンター所長」を「まちづくりセンター所長」に改める。
「まちづくりセンター主幹」を「まちづくりセンター主幹」に改める。

(12) 別表6第6号中「33の5の項まで」の次に「、34の2の項から36の項まで」を加え、同表第8号を次のように改める。

(8) 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第16条、札幌市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第47号）第6条ただし書及び札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第25条に規定する写しの交付に要する費用

(13) 別表6中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 札幌市消防手数料条例（昭和26年条例第50号）別表による手数料
附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。